

第5期旭川市地域福祉計画

旭川市社会福祉協議会第7期地域福祉活動計画（案）・抄

<令和6年度～令和11年度>

令和6年 月

旭川市

社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会

<目次>

第1章 計画策定に当たって

1 地域福祉とは	ページ
2 計画策定の趣旨（背景・目的）	ページ
③ 計画の位置づけ	ページ
4 計画の名称及び期間	ページ
5 計画の策定体制	ページ

第2章 旭川市の地域を取り巻く現状と課題，解決の方向性について

1 統計データから見る旭川市の現状	ページ
2 アンケートから見る旭川市の地域福祉の現状	ページ
3 前計画の総括を踏まえた旭川市の地域福祉の現状と課題 ・解決に向けた方向性	ページ

第3章 計画の基本的事項

① 基本理念	ページ
② 計画の体系	ページ
③ 地域福祉の推進に関わる個人や団体	ページ
④ 地域福祉の範囲とそれぞれの役割や取組	ページ

第4章 目指す地域・基本的な考え方に基づく取組

目指す地域像 1 個性や多様性を互いに受け止め，その人らしく暮らすことができる地域	ページ
目指す地域像 2 一人ひとりが自分らしく活躍し，協力して課題解決を目指す地域	ページ
目指す地域像 3 誰一人取り残さず，困りごとに寄り添う地域	ページ
目指す地域像 4 みんなが健康で安心・安全に暮らせる地域	ページ

第5章 計画の推進

1 旭川市及び旭川市社会福祉協議会の取組事業一覧	ページ
2 計画の進行管理及び評価	ページ

別冊 資料編

3 計画の位置づけ

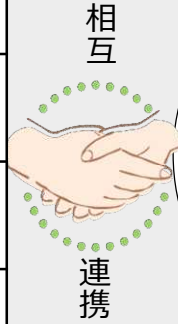
この計画の位置付け及び各計画との関連については、次のとおりです。

旭川市総合計画（基本構想・基本計画・推進計画）

【H28年度～R9年度】

第5期旭川市地域福祉計画・旭川市社会福祉協議会第7期地域福祉活動計画

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく市町村計画
- 再犯の防止等の推進に関する法律に規定される地方再犯防止推進計画
- 生活困窮者自立支援制度実施方針
- 重層的支援体制整備事業実施計画



旭川市
社会福祉協議会

[一体的な計画策定]

"地域における"上位計画

理念の共有

地域福祉の取組として一体的に展開

- 旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 旭川市障がい者計画
- 旭川市障がい福祉計画・障がい児福祉計画
- 旭川市子ども・子育てプラン
- 健康日本21旭川計画
- 旭川市国民健康保険健康事業実施計画（データヘルス計画）・特定健康診査等実施計画

庁内の福祉に関する計画

- 旭川市住宅生活基本計画
- 旭川市住宅確保要配慮賃貸住宅供給促進計画
- 旭川自殺対策推進計画
- 旭川市地域防災計画
- 旭川市避難行動要支援者避難支援の手引き（全体計画）
- 旭川市地域自治推進ビジョン

庁内の福祉以外に関する計画

～地域共生社会の実現～

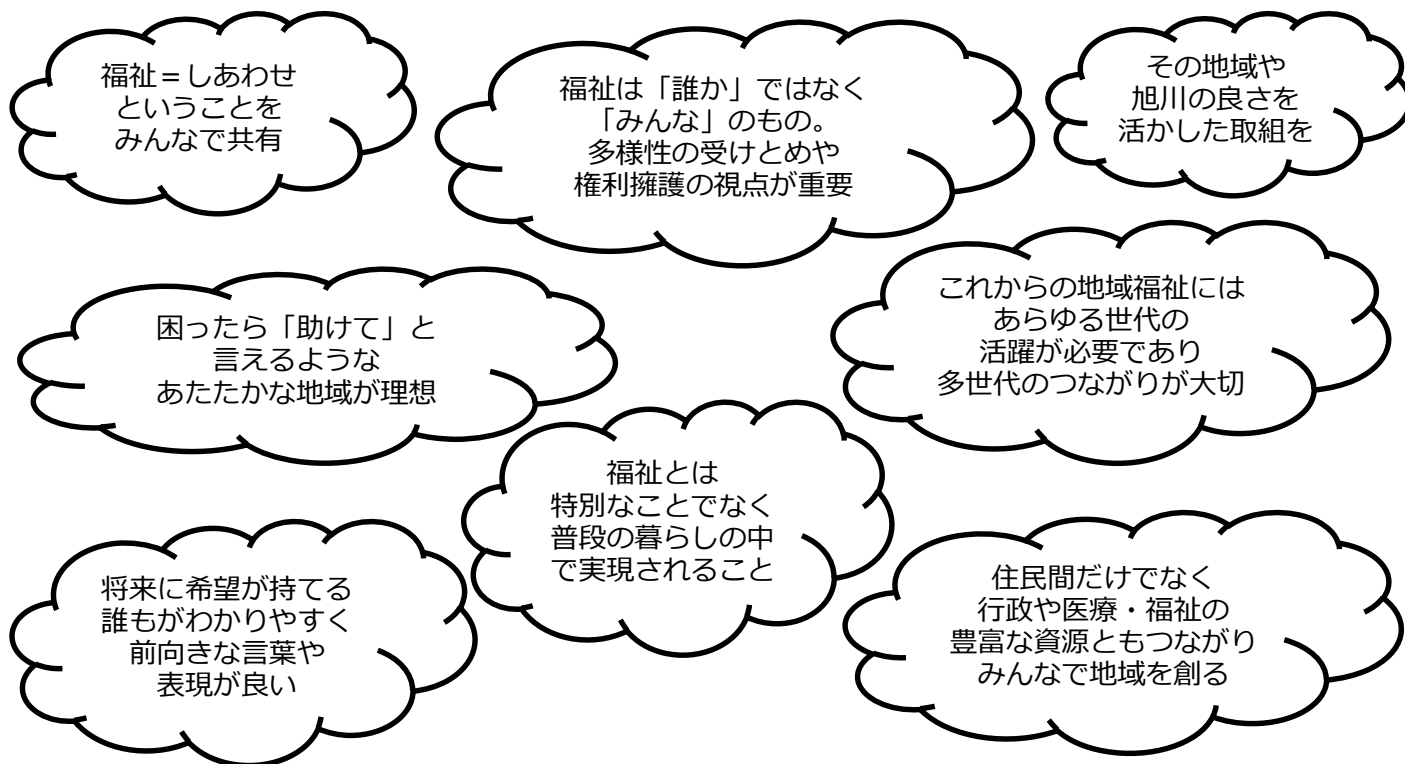
1 基本理念

普段の暮らしの中で 誰もがその人らしく
しあわせに生きるための
あたたかいつながりが 育まれる地域

令和4年度に開催された「旭川未来会議2030（令和4年度福祉分野WG）」では、この計画の計画期間の終期と同じ『2030年の（福祉に関する）旭川のあるべき姿』について意見交換を行いました。その中で、次のとおり、様々な福祉分野等の参加者から発表された考えや思いをまとめたスローガンを設定しました。計画では、このスローガンをもとに上記のとおり、基本理念を掲げます。

人それぞれ大切にしたいものやこと（幸せや豊かさ）に違いはありますが、基本理念に基づき、みんながつながり・支え合うことで、それらをお互いに実現することができるような地域を目指します。

<令和4年度福祉分野WGでスローガンの設定に当たり交わされた意見（一部抜粋）>



2 計画の体系

計画では、基本理念を踏まえ4つの目指す地域像を掲げました。また各地域像を具現化するための基本的な考え方を次のとおり設定し、関連する取組の推進します。

目指す地域像1 個性や多様性をお互いに受け止め、その人らしく暮らすことができる地域

地域のつながりの前提となる、多様な価値観・考え方、疾病や障害による特性を理解し配慮し合うことへの理解や、福祉的支援が必要な人が円滑に地域に参加するための支援を促進する取組を推進します。また、権利擁護や犯罪の防止に係る施策の推進を図ります。

基本的考え方(1) 地域福祉や多様性について学び、互いに配慮し合う

基本的考え方(2) 一人ひとりの権利が守られるとともに、犯罪のない地域をつくる

目指す地域像2 一人ひとりが自分らしく活躍し、協力して課題解決を目指す地域

地域活動への参加、地域福祉の担い手の確保等に係る各種取組の実施。各種取組においては、必要な支援の提供により支え手・受け手を固定せずに、全ての人がある人らしく活躍できる機会の確保や、住民だけではなく多様な主体との連携による地域の課題解決を目指します。

基本的考え方(1) 多様なつながりを育む

基本的考え方(2) 地域における福祉の担い手を確保する

基本的考え方(3) 支える側・支えられる側を超えて地域で活躍する

目指す地域像3 誰一人取り残さず、困りごとに寄り添う地域

各福祉分野の相談や支援を充実しつつ、公的制度を利用できない又は何らからの事情で「困っている」という声を上げられない人等に対しても、地域の気づきや見守り・関係団体の連携による専門的な関わりによる包括的な支援を提供し、誰一人取り残さない地域を創ります。

基本的考え方(1) 困っている人の把握や相談支援に係る体制等を充実させる

基本的考え方(2) 生活困窮者に対する自立支援方策の推進

基本的考え方(3) 重層的支援体制整備事業の計画的実施

目指す地域像4 みんなが健康で安心・安全に暮らせる地域

地域活動や福祉の取組は、個人の心身の状況がその人に適する良好な状態であること、普段の生活において、また災害時に向けた備えが十分であることにより、安心・安全な地域であることを基礎とするものであり、これらの確保・充実に向けた取組を推進します。

基本的考え方(1) 個々の状況に応じた心身の健康保持・増進に努める

基本的考え方(2) 日常生活に関する安心・安全な地域づくり

基本的考え方(3) 災害時に備えた取組の推進

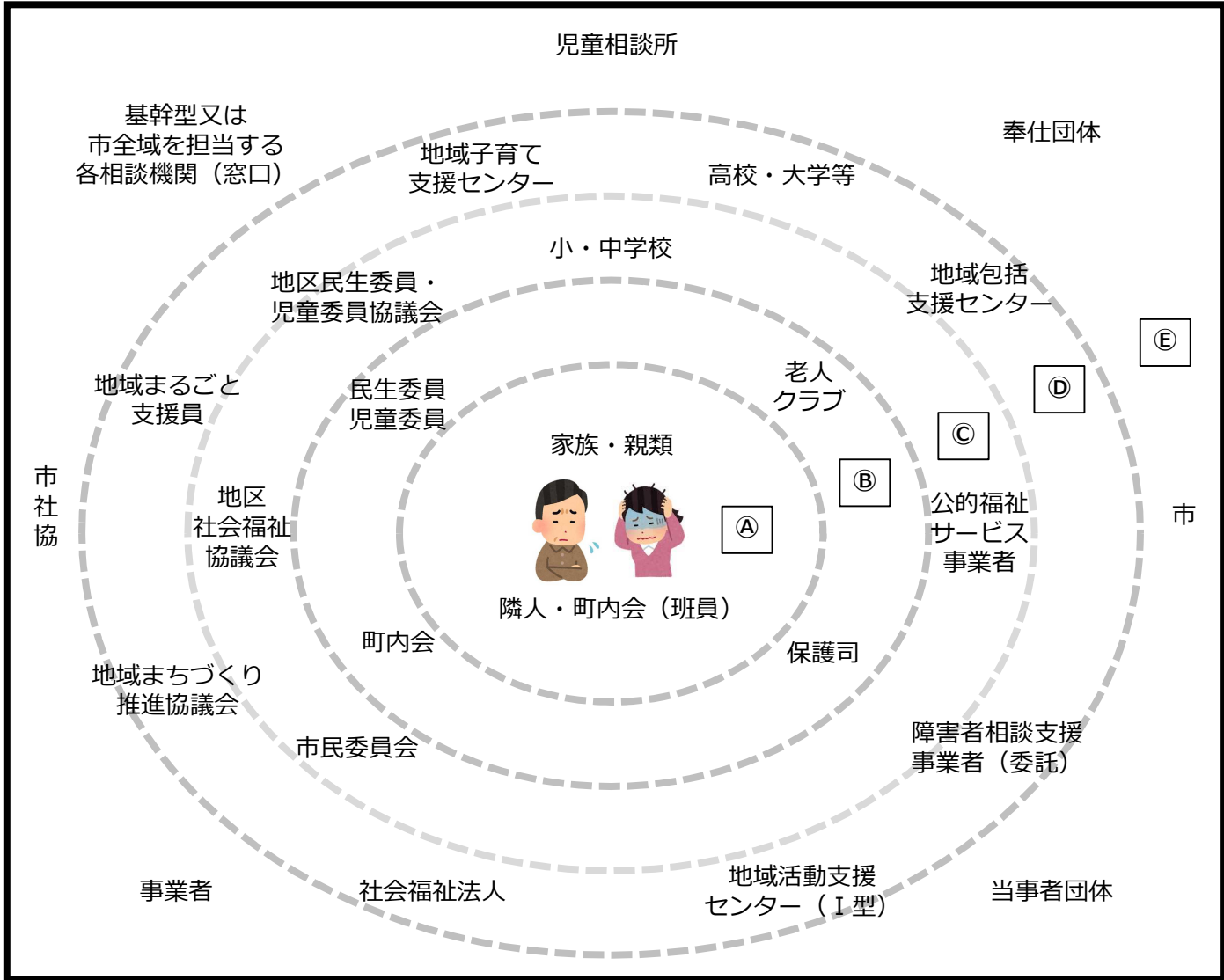
3 地域福祉の推進に関わる個人や団体

条例において、地域福祉の推進に係る個人や団体を下表のとおり6つに区分して、その責務や役割を定めていることを踏まえ、計画の各項目においても、それぞれに求められる意識や取組等について整理して記載します。

1	市民	市内に住所を有する人，市内に居住する人又は市内に通勤し，若しくは通学する人
2	事業者	市内で事業を営む個人又は法人その他の団体 (3・4を除きます) ※ 地域づくりや社会福祉に関わらない全ての事業者を言います。
3	地域活動団体	町内会などの地域のまちづくりを行う団体 (4を除きます) 例：町内会，市民委員会，地域まちづくり推進協議会など
4	関係団体	市内で社会福祉を目的とした事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体 例：社会福祉法人，公的福祉サービスを提供する事業者 社会福祉に関する任意団体，地区社会福祉協議会 民生委員・児童委員，保護司 など
5	旭川市社会福祉協議会	社会福祉法第109条に規定される，地域福祉の推進を図ることを目的とした団体で，市内に事務所を有するもの
6	旭川市	※ 地域共生社会の実現には，福祉の領域だけではなく分野を超えた連携が求められることから，条例に基づき部局間の連携を強化し，庁内横断的な取組を推進していきます。

4 地域福祉の範囲とそれぞれの主な役割や取組

私たちの周りには、地域における活動や福祉向上に係る各種取組、困りごとの相談対応に関わる団体や個人が多くあります。これらの団体等について、困りごとを抱える人を中心とした地域の範囲を最も身近な階層（A）～主に市全体を対象とする広域な階層（E）に分類し、それぞれの主な役割や取組について、次のとおり示します。



- A 家庭内での協力、近所づきあい・挨拶、気になる世帯の把握・情報提供、地域活動への参加、災害リスクの把握等
- B 活動の機会づくり・交流促進、防災防犯活動（避難支援等）、気になる世帯の見守り・適切な機関へのつなぎ・地域ニーズの把握
- C Bの活動との連携した取組や活動支援、地域の情報共有やニーズを踏まえた福祉等の課題の整理・解決に向けた取組の実施
- D Cの活動の広域的展開、地域活動団体や支援機関間の調整・ネットワーク化、地域課題の行政との共有・社会資源の創出、地域における相談機能、社会福祉法人による地域における公益的取組
- E 総合的施策の企画・調整、基幹的相談支援の実施、高度な課題への専門的対応、当事者間の交流・社会参加等の促進、地域への多面的協力